

第5回 相生市自治基本条例市民検討会議の進め方

・事務局案に対する質問・意見等

【原則】

「基本理念」

「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」

【コミュニティ】

「市民活動団体」

【プレイヤー】

全体討議（キーワード抽出）

①「市民の役割」 ⇒ 権利・責任・義務

論点：地方自治法には、住民の権利として規定されているのが、法第 10 条 2 項及び 11 条であるが、市民の主体的・積極的な関わりを担保するには足りず、別に新たな市民の権利性を保障する必要がある。

②「議会の役割」 ⇒ 権限・責任・義務

論点：議会は、市民の代表機関であり、その活動原則は市民の負託にこたえることが基本となる。

地方自治法には、議会の構成や運営に関しては詳細な規定がある（同法第 6 章）が、議会の政策立案や市民の参加、協働に関する規定がほとんどない。

③「市長等の役割」 ⇒ 権限・責任・義務

論点：首長の役割は広範にわたるため、全てを記述することは困難。よって、地方自治法の統轄代表権（147 条）、事務管理及び執行権（148 条）、職員の指揮監督権（154 条）を規定することや、具体的に首長が行うべきことや統率力・指導力を規定するなど、どのようなリーダーが好ましいかを議論する。

また、職員については、同法上では長の補助機関（154 条、161 条～175 条）と位置付けられているが、自治の専門スタッフとしての心構えや具体的に行うべきことを議論する。

【市政運営の原則】

「基本原則」…前文、目的、基本理念において、理念・原則を定義しているので、市政運営においては、基本的事項のみを条文とすることでよいか否か。

「総合計画」…平成 23 年 5 月 2 日公布地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）において、地方分権推進の一環（義務付け廃止）として総合計画策定の根拠法令が廃止された。

よって、各自治体で総合計画を策定するか否かの判断も重要であるが基本的には、長期計画（10 年間）策定し、市政運営の方針を示すべきである。

他市においても、法律改正前においても総合計画について条文化している。

（参考）…別紙、新旧対照表のとおり

「行政評価」…行政サービスの向上のため、総合計画の方針に基づき、毎年、行っている各事業について、P（計画）D（実行）C（検証）A（見直し）のサイクルを一定の方法で検証し、見直し等を次年度以降の事業へ反映させようとするもの。

相生市の総合計画の目標（目指すべき値）を数値化していることもあり、その検証を行う手段として条文化するべき。

「財政運営」…まちづくり（事業実施）において、財政面からの裏付けがあって、はじめて確固たるものとなるため、その基本的な財政運営の方針（総合計画、行政評価との関係等）を条文化するべき。

「政策法務」…基礎自治体の場合、これまでは、国等の法律等を的確に反映させ、住民ニーズに適切に対応することが行政サービスの基本とされてきたため、初期の条例には無かった項目である。

しかし、地方分権が進展する時代にあっては、上記に加え、基礎自治体においても、法を意識して政策を企画・実施するとともに、条例等の法務手段を使って政策課題（地域の課題）を考え、解決していくことが必要となる。

「行政改革」…改革の視点は永遠の課題である。しかしながら、総合計画、行政評価、財政運営を条文化することにより、それを遵守していくうえでは、改革の意識は前提条件であり、また、総合計画等を条文化すれば必然的に改革については盛り込まれることから、行政改革については条文化しない。

「組織、人材育成」…行政運営の基本となる項目である。

市長等の役割の中で条文化するか、別項目として条文化するか否か。

「法令遵守、公益通報」…行政は常に法令を遵守し公正に運営しなければならない。
行政運営において違法又は適正な行政執行を妨げる行為があり、市民全体の公益に反する恐れのある場合に、職員に公益通報に関する仕組みを定めるものであり、初期の条例には無かった項目である。

「要望、苦情」…要望、苦情等に関しては、市民との信頼関係を強くするうえで重要なことであり、応答義務等を規定するものである。

「行政手続」…行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールをあらかじめ明らかにしておくことで、行政運営の公平と透明性を確保し、市民の権利利益の保護を図るために重要であり、相生市においても行政手続条例が制定されている。
明石市の例による。

「危機管理」…公共事業として基本的な事項であり、初期の条例には無かった項目である。

「オンブズマン」…自治体オンブズマンは民間オンブズマンとは相違し、行政からの独立性がどこまで保障されるかが課題である。人選についても法律の知識の他、地域への探求心、熱意などボランティア精神も必要とされ、小規模自治体においては、導入よりも導入後の運営が難しい制度である。

「監査」…地方自治法 199 条に監査に関する権限規程がある。改めて条文化するか否か

「出資団体」…相生市の出資団体等の位置付けとなるものは、相生市土地開発公社及び株あいおいアクアポリスである。
当然に出資者としての役割はあるものの、あえて自治基本条例に条文化して位置付ける必要性は低いと考える。